

保健だより

No2

令和5年4月11日
青森県立鱒ヶ沢高等学校

保健室の利用について

けがをしたり、体の調子が悪くなったとき

授業中に来室するときは先生に伝えてから



体のこと、健康に関する知りたいとき

体力をつけたい



もっと身長を伸ばしたい!

休み時間や放課後に来てください。いろいろな資料がありますよ!

どんなときに行くの?



保健室の器具は大切に扱ってください。

養護教諭がアドバイスしますよ!

いつでも相談に乗ります!

じっくり話したいときは事前に連絡をくださいね。



自分の体の状態を知りたい、心配なとき

困ったこと、悩んでいることを相談したいとき



応急手当、休養、症状が和らぐ処置をします。



何をするの?

資料を調べる、健康になるための解決策を先生が教えます。



話を聞いて一緒に考えます。



気をつけることは?

☆騒いだり、ほかに来室している人が嫌がることはしない。

☆その日の一時的な応急手当しかできません。飲み薬も出せません。来室後のセルフケアをしっかりと!



保健室は、みなさんが学校生活を健康に過ごせるようにお手伝いする場所です。

授業中に利用したときは、「保健室来室連絡カード」を渡します。授業担当の先生に渡してください。

保健室は、みんなが利用する場所です。他者への思いやりや気遣いを忘れず、マナーを守って利用してください。

学校でけがをした場合について

学校管理下（授業、休み時間、部活動等）でけがをし、病院や接骨院を受診した場合には、日本スポーツ振興センターより災害共済給付金が支払われます。

◆ 給付の条件 ◆

- ・学校管理下（登校から下校まで）のけがであること
- ・治療費として支払った自己負担額が1,500円以上であること

給付を受けるには、病院や接骨院で書類を記入してもらう必要があります。

けがをして受診した場合は、保健室に連絡してください。

- 注意！
- ・審査等に時間がかかるため、申請してもすぐに給付金を受け取れるわけではありません。
 - ・給付を受ける権利は、災害発生日から2年以内に請求しなければ時効により消滅します。



出席停止について

医師の診察を受け、学校保健安全法に基づく学校感染症に罹患した場合は、すぐに学校に連絡してください。「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。

なお、病気が治り、再び登校するときには、次のものを学校に提出してください。

- ・病院の診療明細書、領収書
- ・薬の明細書

出席停止となる学校感染症の一部

| 病名 | 出席停止期間 |
|-----------------|--|
| インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| 感染性胃腸炎 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで |
| 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 新型コロナウイルス感染症関係 | 本人や同居家族に風邪症状（軽微な場合も含む）がある場合※には登校を控える（出席停止扱い） ※県の指針により変更の可能性あり |